

## I 男女共同参画社会の実現に向けての市、市民、事業者の連携促進

### 1 市、市民、事業者が男女平等推進のための意見交換ができる場の設置

<市民意見の概要>	<審議会の検討内容>
ア 「事業者」に教育機関を含めるのは無理があるので事業者とカテゴリーを分けるべきではないか。	ア ご意見のとおり、教育機関が果たす役割は重要なので、別に項を設けて、Ⅲ-1に盛り込みました。男女平等かわさき条例（以下「条例」という）では、事業者を「営利、非営利を問わず地域において事業を行う法人及び個人のこと」としていますので、民間の教育機関も含まれると考えます。
イ 情報ネットワークは（可能な限り）広くすべきである。	イ、ウ I-1-1①で提案したネットワークのメンバーは、ご意見のとおり、できるだけ多様な市民・事業者が、市（男女共同参画センターを含む）と対等な立場で参加することがふさわしいと考えます。
ウ 市民の意見や企画を常に吸い上げる、市や市民とすくらむ21を対等に結ぶネットワークをつくる。	エ ご意見のとおりと考え、新たに、「行動計画に欠かせない基本的要件」の（2）に、市が積極的格差是正策をとるといった、市が市民や事業者の自発的取組みのモデルを提供するよう提案しました。
オ この三者のネットワークはとても大切なことと思う。でもそれを作り出すことはとても難しい。どこがどのようにその仕組みづくりを担当し、進めていくのか確認してほしい。	オ、カ ネットワークは市民、事業者、市が同じテーブルで意見や情報を交換し、男女平等実現に向けた取組みを共有したり、表彰を行ったりすることを想定しています。その仕組みづくりは、男女平等推進を担当する人権・男女共同参画室が担当すると考えます。
カ ネットワークの具体案は？誰が、どこで、どのように進めていくのか？	キ ご意見のとおり、市の機関において男女共同参画を進めていくことは市の責務として当然と考え、V-1に、評価を行うシステムの設置を盛り込みました。
キ 事業者からもれてしまう公務職場（役所・学校・その他）における男女共同参画の推進をチェックできる場が必要。	ク ご意見のとおり、各区でより活動しやすくなるよう、V-2-1①を盛り込みました。また、男女共同参画センターやその他の施設の役割を、Ⅲ-2-1①に盛り込みました。
ク すくらむ21、その他の拠点の役割として、市民局やその他の市民館等と連携し、どこの区でも男女平等推進のための活動ができるように考えていく必要あり。	ケ ご意見のとおりと考え、I-1-1①に盛り込みました。
ケ NGO等との協働を図るための平等・対等な立場のネットワークをつくる。	コ ご意見のとおり、I-1-1①のネットワークで連携を図ることが期待されます。また、人権侵害の解決や救済だけではなく、その発生を防止するためにも、地域でのさまざまな機関の連携が必要と考え、IV-2-1①に盛り込みました。
コ 人権問題を足がかりにして、連携を図っていけるのではないか。	サ ご意見のとおりと考えます。たとえば、町内会・自治会についてはI-2-4④に、啓発・広報活動についてはⅢ-2に盛り込みました。
サ 市の関係する団体、組織、仕事は大変多い。そのすべての基本として男女平等をすえてほしい。	シ さまざまな市民活動団体の交流については、ご意見のとおり、I-1-2②に盛り込みました。また、I-1-1①のネットワークも交流の場の一つになると考えます。
シ 市民活動活性化のために、各区に交流できるような場をつくり、さまざまな団体、市民の交流の活性化を具体的に図る。	

### 2 政策・方針決定過程における女性比率の向上

<市民意見の概要>	<審議会の検討内容>
ア まちの中では女性も自立し参画をしているが、地域によっては女性が意見すら出せず常に低い地位に置かれている所も多くある。女性が男女共に参画を進めるために、社会を変えたいと願っている。	ア ご意見のとおり、地域における女性の参画を促進するために、I-2で、市が積極的に支援するよう提案しました。また、地域に根ざした啓発活動も重要と考え、Ⅲ-2に盛り込みました。
イ 審議会等委員への女性の参画率を公文書館を通して調査してきたが、要綱等で重複任務や再任が禁止されているのに改善されないのが実情であることから、データベースが公開されることは喜ばしい。	イ ご意見のとおり、データの整備・公開については、V-1に盛り込みました。

## II 快適な生活優先型社会の実現に向けた環境づくり

### 1 男女がともに仕事と家庭を両立できる職場づくりの推進

＜市民意見の概要＞	＜審議会の検討内容＞
ア 保育の拡充、短時間勤務やSOHOなど、多様な就労の仕組みづくりというのは、具体的にはどのようにしているかという考えがあるのか。	ア 具体的には、事業者の取組みを市が奨励・支援し（Ⅱ-1-①、②、⑤、⑥）、起業や再就労など多様な働き方を選択しようとする女性を支援する（Ⅱ-1-③、④）よう、提案しました。
イ 条例に「協働」とあるが、子育て等に関しては例えば「男性も育児休業を取得する」など、男性にできることを明確にした方が、男性自身も子育てに参加しやすい職場（社会）ができるのではないかと。	イ ご意見のとおり、Ⅱ-1-⑥、⑦に、男性の育児・介護休業取得を推進するよう、盛り込みました。市男性職員、市男性教職員については、具体的な目標値を示しました。
ウ （雇用側の都合の良い働き方ではない）ワークシェアリングの導入を積極的に取り入れてほしい。	ウ、エ、カ 多様な働き方を推進するための支援が必要と考え、Ⅱ-1に盛り込みました。また、市役所におけるワークシェアリング、均等待遇としてのパートタイム制については、市への提案と受けとめ、市に伝えます。
エ ワークシェアリングを導入してほしい。	
オ SOHOの他に、企業や役所内でのワークシェアリングを実践する試みを行ってはどうか。	
カ まずは川崎市職員（公務員）から均等待遇としてのパートタイム制を取り入れてはどうか。	
キ 雇用を増やすよう働きかける。時間外労働のない、定時間労働が当り前の社会環境をつくるよう企業への教育・啓発を行っていく。	キ 男女がともに仕事と家庭を両立でき、快適な生活を実現できるよう、Ⅱ-1を盛り込みました。事業者へは、情報を提供したり、広報・啓発活動を行うよう、提案しました。
ク 社会保険や年金制度の確保、労災等を適用するなど、短時間勤務者に対して均等待遇を保障する。	ク、ケ 社会保険や労働行政は、ご意見のとおり、政令市独自でできることが限られているので、市への提案と受けとめ、市に伝えます。但し、Ⅱ-1のように、市が実施できることは積極的に行うよう、提案しました。
ケ 若い人の就職難、リストラ等の、雇用の不安定を払拭すべき。女性の仕事を具体的に支援していくには、労働行政は県の仕事と言わず、人口の多い川崎市で実践すべき。	
コ 男性の育児・介護休業取得をクォータ制として導入させる。	コ 育児・介護休暇の取得を義務付けることは難しいですが、市が率先して、男性の市職員、市教職員の取得を推進するよう、Ⅱ-1-⑦で、目標値を設定しました。
サ 男女共に人間らしく生きるためのキャンペーンや啓発を行う。	サ ご意見のとおり、啓発や魅力的なキャンペーンを効果的に実施することが必要と考え、Ⅲ-1-④やⅢ-2-②に盛り込みました。
シ 男性の有休取得率が低い。有休も取れないような職場では育児・介護休暇など考えられない。	シ、ス ご意見のとおり、男女にとって快適な生活優先型社会の実現をめざし、Ⅱのように提案しました。
ス 男性の過重労働の問題にも目を向けるべき。	
セ 職場の能力支援や、女性も男性も両立を実現しながら職業能力としての人材であるような「男女平等のまち・かわさき」の実現を願う。	セ ご意見のとおりと考え、女性の能力向上のための施策をⅠ-2に、両立支援についてはⅡに盛り込みました。

ソ 女性の再就職のための職業能力向上に向けた取り組みを行い、就労機会を増やすべき。	ソ ご意見のとおり、Ⅱ-1-④を盛り込みました、また、ご意見を検討し、新たにⅡ-1-⑧を盛り込みました。
タ 女性起業家のためのサポート体制を充実させる。 (学習機会の充実、情報発信)	タ ご意見のとおり、Ⅱ-1-③に盛り込みました。
チ 実現促進のために、事業者へ報告を義務づけ、優良企業に対しては入札等で優遇させる。	チ Ⅱ-1-②で、市に検討するよう提案しました。
ツ 男性の育児・介護休業の取得するための具体策として、成功例などをPRしてはどうか。	ツ ご意見を検討し、PRは重要であると考え、Ⅱ-1-①、⑥に盛り込みました。さらにⅠ-1-①のネットワークでも、成功例を共有できると考えます。
テ 男性職員の育児休業取得のための具体的方法として、昇給や昇進に影響しないように事業者を確認してもらうのはどうか？	テ、ト ご意見のとおり、「男女平等のまち・かわさき」の実現には、企業における男女平等推進も重要ですので、事業者の主体的取り組みを市が支援するよう提案しました。
ト 男女平等の推進を、市職員だけでなく民間企業の中に取り入れていくような考えはないのですか？	

## 2 地域で子育てを支える環境づくり

<市民意見の概要>	<審議会の検討内容>
ア 保育の質や保育園の数を向上させてほしい。安心して子どもを預けられないと働けない。保育園の民営化等が行われたら質が低下する。	ア、イ、ウ ご意見のとおり、保育所や学童保育の充実、男女が安心して働き続けるためには重要であると考え、Ⅱ-2で、地域で子育てを支えるよう提案しました。Ⅱ-2-①、②で病後児保育施設の拡充・支援や、夜間保育などの子育て支援の拡充を盛り込みました。民営化やわくわくプラザについてのご意見は、市への要望と受け止め、市へ伝えます。
イ 保育所不足をまず解消することが先と思います。	
ウ 保育園に続く学童保育が充実していなければ女性は安心して働けない。わくわくプラザでは対応が甘いのではないかと。	
エ 現在子育て中の人の意見をもっと取り入れていくために具体的意見を聞くことが必要。	エ ご意見のとおりと考えます。行動計画を策定していく段階でさらに、具体的意見を聴くよう市に伝えます。
オ 「地域で支える環境づくり」とのことですが、もう少し具体的などころをお聞きしたい。	オ ご意見を検討し、Ⅱ-2-①、②、③に、病後時保育施設、ひとり親の子育て支援、公共施設・設備の整備を、盛り込みました。
カ 子育てするためのまちづくりとは？具体的にイメージできないのだが。	カ ご意見を検討し、たとえば、Ⅱ-2-③で、男性が子育てを行いにくい施設・設備（ベビーキープが設置されていない男性トイレ等）の実状を点検して整備するよう、盛り込みました。
キ 男性の地域参加への支援として、意識の向上や事例の紹介、受け皿の準備などが必要。	キ、ク ご意見のとおりと考え、Ⅱ-1、2を盛り込みました。
ク 男女共同参画社会実現のため、男性も女性の仕事を認めて育児・料理等をやることを、地域の人々も自然のものとする方がよい。	

### Ⅲ 男女平等推進のための意識啓発

#### 1 幼児から成人まで、さまざまな年齢、時期に応じた適切な教育や学習・研修のための環境の整備

＜市民意見の概要＞	＜審議会の検討内容＞
ア 社会教育における学習機会の提供について、最近、社会教育の力が衰退しているように思うので、社会教育と連携する具体的な仕組みを明確にしてほしい。	ア ご意見のとおり、生涯学習施設が、積極的に学習機会を提供するよう努めるとともに、市は、それを支援するよう、Ⅲ－１－④に盛り込みました。
イ 教職員研修の中に男女平等推進のための意識啓発を入れていくことが大切。（総合教育センターの人権の中に必ず入れる。5年研修、10年研修、管理職研修等に必須研修として組み込む）	イ、ウ ご意見を検討し、市教職員に対する研修について、Ⅲ－１－⑤に盛り込みました。
ウ ①学校教育、②職員の意識を、男女平等の視点からの意識啓発として考えることが大切である。	
エ 学校教育の中（特に義務教育）で徹底した教育をする。	エ、オ カ 男女平等教育の取組みについてよりいっそうの充実を図るよう、Ⅲ－１－①、②に盛り込みました。学校教育における男女平等への取組みは、「人権教育」の一環として位置づけられています。
オ 公立小・中学校における総合学習で、男女平等のための実践活動を図る。	
カ 学校教育での取組みは特に大事であると思う。川崎市ではカリキュラムに入っているのでしょうか。	
キ 出前講座を実施する。	キ 講師を派遣して、啓発や研修を行うよう、Ⅲ－１－①、③、④に盛り込みました。
ク 市民が男女ともに自主的に参加できる学習会を持つための方法を考えてみたい。	ク 市民の学習のために、市が機会を提供し、学習プログラムの提供や講師の育成・派遣等を通じて市民の学習を支援することをⅢ－１－③に盛り込みました。また、Ⅰ－１－②の市民活動の連携促進も市民の学習支援に必要と考えます。
ケ 働く女性を取りまく状況や意識改革が大きく変化しない中で、働く女性と主婦として子どもを産み育てる女性との間に溝が生まれていると思う。男性よりも多様な選択をしなければならない女性の特性を生かした意識啓発に取り組んでほしい。	ケ 女性の多様な選択を尊重し、地域に根ざした啓発・広報活動を行うよう、Ⅲ－１－④、Ⅲ－２に盛り込みました。

#### 2 地域に根ざした男女平等推進に関する意識啓発、広報活動の実施

＜市民意見の概要＞	＜審議会の検討内容＞
ア 「平等」を実践している模範家庭（事業者も含め）を広報誌などで定期的に紹介する。	ア 多様なメディアを通じての男女平等推進に関する積極的な情報発信について、Ⅴ－２－②に盛り込みました。事業者については、Ⅱ－２－②に盛り込みました。
イ 男女共同参画センターや市・区の施設を利用して他大学の学生と男女平等について討論するサークル的な試みを行ってはどうか。	イ 男女共同参画センター等、市の施設を活用することは、Ⅲ－２－①に盛り込みました。試みのご提案は、市への提案と受けとめ、市に伝えます。

ウ 高齢男性への男女平等に向けた啓発や取組みを積極的に行ってほしい。単に話を聞いて終わる講座ではなく、男の料理・家事といった中に男女平等の考え方を織り込め、実用的な講座の開設を願う。	ウ、エ、オ、カ、キ 男女平等のための意識啓発については、Ⅲ-1で年齢や性別を問わず幅広く行うこと、Ⅲ-2で地域に根ざして実施すること、の2点を強調しました。ご意見のように、男女平等の実現には、町内会や自治会の役割も重要ですので、女性の参画促進については、Ⅰ-2-④に盛り込みました。
エ 地域に根ざした意識啓発活動を行ってほしい。	
オ 地域にいる高齢者や自営業者、町会の役員等の人も含めて、男女平等の歴史的流れを含めた情報を伝えていくことを特に重要視してほしい。	
カ 地域（町内会活動）において男女平等を考えていかなければ、一般市民における男女平等は進まないように思います。	
キ 町会や自治会等、市町村の最小単位に対する働きかけをする。	
ク 国では6月を均等月間としているので、その時期に啓発週間をつくる。	ク、ケ ご意見のとおり、男女平等推進週間等を実施するよう、Ⅲ-2-②に盛り込みました。
ケ 男女平等推進月間（週間）の設置は大賛成。	
コ 月間（週間）など多くの機会を持つ実施のPR方法が少しないので、もっと啓発活動を進める。	コ ご意見のとおり、魅力的なキャンペーンを効果的に実施するよう、Ⅲ-2-②に盛り込みました。
サ パート労働が増えている。不況を逆手にとったワークシェアリングなど、事業者に向けたキャンペーンが必要。	サ ご意見のとおり、事業者に向けてのキャンペーンは必要と考え、Ⅱ-1-①、Ⅲ-1-③に盛り込みました。
シ 市内の文化資源を横断的に活用したキャンペーンとはどのような方法か？	シ ご意見を検討し、文化施設等が保有する資源を活用できるよう、Ⅲ-2-①に盛り込みました。キャンペーンの方法については、Ⅲ-2-②に盛り込みました。

### 3 男女平等推進に向けたメディアと市民の協働体制の形成

＜市民意見の概要＞	＜審議会の検討内容＞
ア 広報誌、メディア等を積極的に利用して繰り返しPRを行うことが望ましい。	ア ご意見のとおりと考え、Ⅴ-2-②に盛り込みました。
イ メディアとの対話の実現を望む。	イ ご意見のとおり、Ⅲ-3-②で、市民がメディア関係者との情報・意見交換を行うことを支援するよう、提案しました。
ウ 女性の人権を尊重するメディア文化の対応と、表現の自由との均衡を図るべき。	ウ 市民とメディアが意見を交換し、女性の人権についてのお互いに理解を深めることによって、市民のメディア・リテラシーやメディアの表現がより豊かになると考え、Ⅲ-3-②を提案しました。女性の人権について、市民がメディアに意見を言うことは表現の自由と対立するものではありません。

## IV 「女性の人権」尊重への取組み

### 2 地域に根ざした女性に対する人権侵害防止・相談・救済体制づくり

＜市民意見の概要＞	＜審議会の検討内容＞
ア DV等の人権問題をきっかけとして、事業所・学校・医療機関・市・市民の連携をつくることのできるのではないか。	ア ご意見のとおり、Ⅳ-2-①に、女性に対する暴力防止の地域連絡会等の設置を働きかけるよう、盛り込みました。また、市、市民、事業者のネットワークは、Ⅰ-1-①に盛り込みました。
イ DVの対応として、現在の市の相談体制を見直し、各区1名常勤の相談員を配置する。	イ、ウ ご意見を検討し、女性の人権侵害に対する相談体制の見直しと充実については、Ⅳ-1、Ⅳ-2に盛り込みました。
ウ 緊急時の迅速な対応など、相談センターの充実を図ってほしい。	

### 3 援助を必要とする女性及び支援団体等への財政的支援を含むさまざまな支援の実施

＜市民意見の概要＞	＜審議会の検討内容＞
ア 男女平等という言葉はまだまだ理解されていないように思う。自分もDVの被害を受けたことがなかったので、学習するうちに意識が変わった。	ア ご意見を検討し、男女平等やDVについて知り、理解を深めるための広報活動が重要と考え、Ⅲに盛り込みました。
イ NGO等への補助金の支援をしてほしい。	イ ご意見のとおり、Ⅳ-3-③に盛り込みました。
ウ 暴力をふるわれた際、かけこめる場所がないと大変。かけこみ寺のような所をどうするのか。	ウ、エ ご意見のとおりDV被害者及びその支援団体（シェルターを含む）への支援が必要と考え、Ⅳ-3に盛り込みました。川崎市内にはDV被害者の保護への対応が可能な公的施設が1カ所、民間シェルターが2カ所あります。
エ 川崎市には、ドメスティック・バイオレンスを防止するためのシェルターはどれくらいあるのか。	
オ シェルターだけでなく女性の自立までを担うステップハウスのようなものも是非必要。	オ ご意見を検討し、新たに、ステップハウス等の自立支援施設を設置するよう、Ⅳ-3-②に盛り込みました。
カ 障がいを持つ者、要介護者とその家族への支援、底辺生活者の苦しみを、まちの中から考えてほしい。要介護者（例えば痴呆）など、きめ細かい対策を望む。	カ、キ、ク ご意見のとおり、介護を必要とする人を抱える家族、単身高齢者女性、ひとり親世帯、外国人女性などの支援を行うよう、Ⅳ-3-④に盛り込みました。
キ 人権の問題として、性別の視点だけでなく、女性かつ黒人などの「性別+国際（外国人）」といった視点も大切。	
ク 少子・高齢社会とともに、男女共同参画社会はすべての人の人権を大切にすることだと思う。	

### 4 性と生殖に関する健康と権利を守るための取組みの実施

＜市民意見の概要＞	＜審議会の検討内容＞
ア 女性専門医療機関の充実は大賛成。	ア 御意見ありがとうございます。
イ 性同一性障害の人権を保障するために、川崎市に以下を要望する。①性同一性障害者の戸籍性別訂正を認めるよう国に要望書を提出すること。②証明書、申請書、投票入場券等、できるだけ書類から性別欄を廃止すること。③性別適合手術を行う際の保険適用を求める要望書を国に提出すること。④市職員全員に、性同一性障害について勉強させ、特に戸籍関連部署については性同一性障害者が窓口に来て動揺せずプライバシーに配慮できるよう徹底した教育を図り、市民の手本となること。	イ 性同一性障害を持つ人の人権を保障するのは、男女平等を推進するために重要と考え、新たに、Ⅴ-2-④を盛り込みました。市職員への研修は、Ⅲ-1-⑤に盛り込みました。ご意見の①、③は、国に関する事項ですが、市への提案と受けとめ、市に伝えます。

## V 推進体制の充実

### 1 行動計画に推進状況を点検、評価するためのシステムの構築

＜市民意見の概要＞	＜審議会の検討内容＞
ア 行動計画の評価体制の整備は是非実現してほしい。そして、それらを公表してほしい。	ア ご意見のとおり、V-1 に盛り込みました。
イ 推進状況のわかるデータ・グラフ等をどのくらい載せるか。	イ ご意見を検討し、当審議会では、検討した現状を端的に示すデータ・グラフの中で、答申に直接関係する部分を、参考資料として添付しました。川崎市における男女平等の推進状況についての豊富なデータを広く公開するよう、V-1-①に盛り込みました。
ウ 統計・指標は誰がつくり、どのように市民に公表するのか。統計はできるだけ市民参加で作成・公表し、学習・話し合う場をつくるべき。	ウ、エ、オ ご意見のとおり、統計は市が整備するようV-1-①に、指標については市民や事業者と協働してつくるようV-1-④に盛り込みました。また、作成した指標や統計は、広く公表するよう、提案しました。データの作成担当部署は、当然公表されると考えます。
エ 市民参加による作成、公表、学習、話し合いができるようにすべき。	
オ データの具体的な内容を発表し、作成に担当部署を明確にしてほしい。	
カ 市民の要望把握のための調査を行ってはどうか。	カ、キ、ク、ケ III-2-③や、V-1-③で、川崎市における男女差別の実態や要望を調査するよう、盛り込みました。ケのご意見は、市への提案と受けとめ、市に伝えます。
キ 市民の要望把握のための調査	
ク 労働分野、特に女性のパート労働の実態を把握するための調査を行ってはどうか。	
ケ 市民レベルで調査の問題を作成し、役所や関係各所が回収するかたちで、職場や事業者で男女差別がどのくらいあるかを具体化したらどうか。	

### 2 率先して男女平等施策を推進するための、庁内推進体制の整備・確立

＜市民意見の概要＞	＜審議会の検討内容＞
ア 庁内推進体制の整備の中に、「男女共同参画センターの活用」が必要だと思う。	ア ご意見のとおり、男女共同参画センターの活用は前提と考えます。
イ すくらむ21は、ネットワークの役割を担う必要がある。市民も運営に直接参加させる方がよい。	イ 男女共同参画センターは、I-1-①で提案したネットワークにおいても重要な役割を担うと考えます。男女共同参画センターの運営に関するご意見は、川崎市男女共同参画センター運営委員会において検討する課題と考え、市に伝えます。
ウ 男女共同参画センターを一般市民の方に広く知ってもらうために、PRの仕方を工夫してほしい。	ウ、エ 市への提案として受けとめ、市に伝えます。
エ 利用する側の立場をよくわかっている人を配置したり、利用者のニーズを把握するなど、男女共同参画センターの職員の充実を図ってほしい。	
オ 区レベルの男女共同参画社会実現に向けた取組みは大変おもしろいと思う。どのように進めていくかが楽しみ。	オ、カ ご意見ありがとうございます。各区および庁内各局に男女共同参画の担当者を設置するよう、V-2-①に盛り込みました。
カ 区レベルの取組みとして、担当部署がどこかを明確にする。	

<p>キ 5つの柱のために、各区に男女共同参画センターを設置することが特に重要。</p>	<p>キ 市への提案と受けとめ、市に伝えます。なお、すでに区に設置されている資源の活用を重視し、男女共同参画センターや文化施設等と連携して啓発活動を展開すること等を、Ⅲ-2-①に盛り込みました。また、男女共同参画担当を新たに区レベルに設置するよう提案しました。</p>
<p>ク 条例ができて依然として男女平等の視点が具体的に入っていないように思う。参画室の対応では不十分ではないか。川崎市のすべての施策・政策に男女平等参画の視点を入れることが必要。</p>	<p>ク、ケ ご意見のとおりと考え、新たに、「行動計画に欠かせない基本的要件」の(3)を盛り込みました。</p>
<p>ケ 川崎市の事業全てにわたって、人権・男女平等の視点を必ず入れるように。</p>	
<p>コ これまで川崎市では行動計画の評価体制の整備がほとんど進んでいなかったもので、ぜひ実施してほしい。市職員における男女平等の推進も同様である。庁内体制の確立は特に大切。</p>	<p>コ ご意見ありがとうございます。</p>
<p>サ 人権・男女平等が、人間が豊かに生きるための基本であることや、人権・男女平等に関する国・県・市の流れを職員に徹底して欲しい。</p>	<p>サ ご意見のとおり、市職員、市教職員に対する男女平等推進及び施策げび理解を深めるための研修を実施するよう、Ⅲ-1-⑤に盛り込みました。</p>